

○ 共立蒲原総合病院組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

〔昭和47年1月10日〕
規則第3号

改正 平成25年2月26日規則第5号

(趣旨)

第1条 共立蒲原総合病院組合職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いについては、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)及び児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)によるほか、この規則の定めるところによる。

(支払期日)

第2条 法第8条第4項に規定する児童手当の支払日は、当該支払期月の7日(その日が日曜日又は休日のときは、その前日)とする。

(備付帳簿)

第3条 児童手当の認定及び支給事務の適正な処理を図るため、児童手当受給者台帳を備えるものとする。

(実施細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。

附 則 (平成25年2月26日規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。